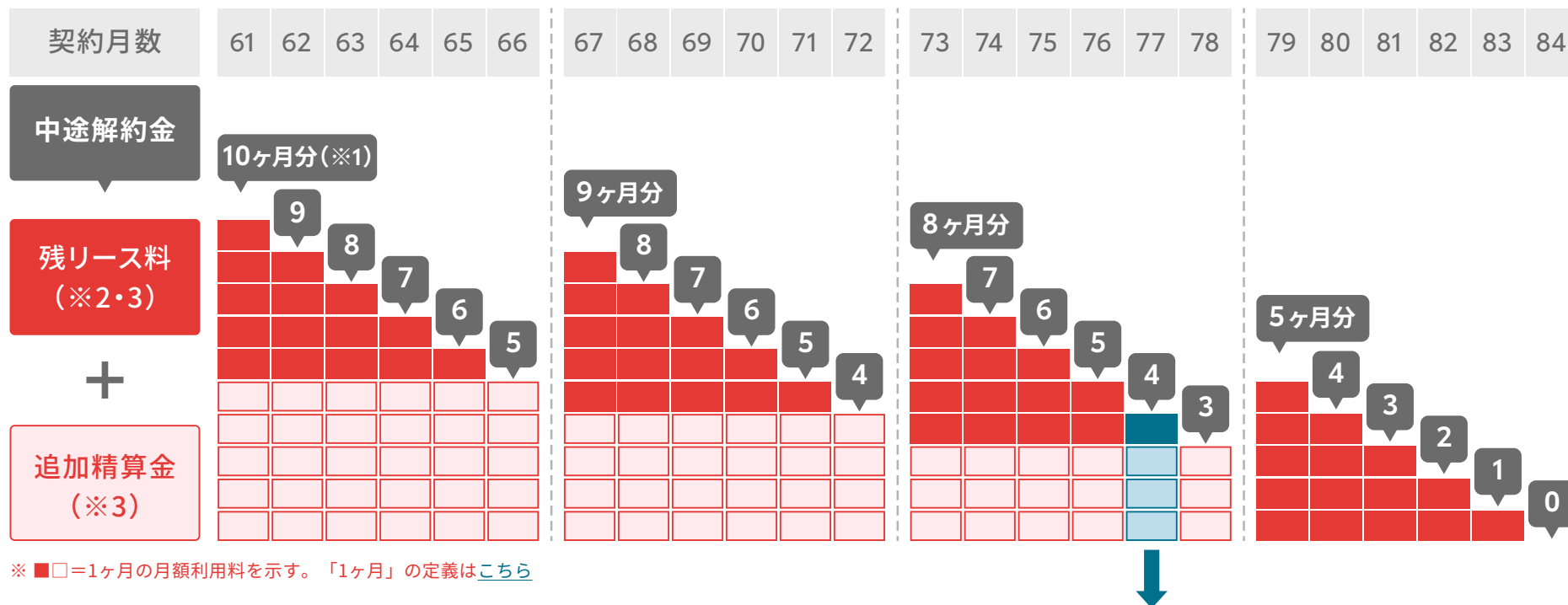


5年契約の再契約1回目(または3年契約の再契約2回目)の場合

中途解約金は残リース料+追加精算金となります



例) 月額5万円の車両を再契約で、77ヶ月目に解約する場合

中途解約金 5万円 × 4ヶ月 = 20万円

※ボーナス払いなしの事例です

(※1) 通算の契約月数”61ヶ月”の中途解約の場合... ■残リース料5ヶ月分 + □追加精算金5ヶ月分=合計で10ヶ月分の中途解約金がかかります

(※2) 解約希望日までのご利用料のうち、未払いリース料(中途解約日以降に請求日が到来する月額利用料)がある場合は、解約お申し出時点で中途解約金とあわせて請求させていただきます

(※3) ボーナス払いがある場合は、以下の方法にてそれぞれ算出

追加精算金 : 1ヶ月の月額利用料はボーナス加算額を含む6ヶ月間の利用料合計÷6

残リース料・未払いリース料 : ボーナス加算額を含む